

○岐路に立つ認知症

制度

認知症の人やその家族の地域  
包括支援センターの利用状況  
を教えてください

回答者 池田 恵利子

地域包括支援センターと認知症高齢者

介護保険は今、身体モデルから認知症の方々の生活をも支えることのできるモデルへの脱皮を模索しています。この地域包括支援センターの名称にある「包括」とは、介護保険のみでなく生活者としての人間の生活を包括的に、「在宅か施設か」ではなく多様な社会資源を利用して地域生活を包括支援することを意味します。地域包括支援センターは介護保険法に位置づけ

られたものですが、地域の総合相談・支援的な役割を期待されているものです。設置条文を見ると、介護保険法に書かれた他の施設や事業は全て「被保険者の」となっているのに対し、地域包括支援センターの条文のみは、地域住民と書かれています。とくに、地域住民として認知症の方の生活をとらえ支えるためには、生活全体を視野に入れた広範な支援が必要だからです。

介護保険法 第115条の39

地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業以下、包括的支援事業」という）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、**地域住民**の生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

ここで書かれている事業は以下のようなもので、運営主体は市町村などで、保健師や主任ケアマネ、社会福祉士の3職種が配置されることになっていきます。

総合相談・支援 介護予防マネジメント

包括的・継続的マネジメント 権利擁護

**認知症高齢者に対し、地域包括支援センターからはどんな支援が期待されるのか**

民間事業者としての介護サービス提供事業者やケアマネジャーなどだけではできない支援を行います。自己責任のサービス利用だけでは限界がある問題への支援です。具体的には、以下のようなことが考えられます。認知症がすすみ広範な視野で公的な関与が必要な方に対し自治体の責任での支援として行われる権利擁護的支援と考えればよいでしょう。

・生活全般を視野に入れた多種のサービスの調整やインフォーマルな社会資源の活用な

どを考え調整しなくてはならない（主に、ケアマネに対し主任ケアマネが支援に当たります）

・虐待やリフォーム詐欺なども含めた権利侵害がある

・独居認知症等で援助必要な状況だが世帯に適切な意思決定できる人がいない

・認知症の問題だけでなく、貧困など経済的問題、介護拒否や家族内に様々な問題を抱えている家族がいる（以上は主に社会福祉士が当たります）

また、前記のようなことから地域包括支援センターの職務には、虐待や悪徳商法や消費者被害などの権利侵害への対応と成年後見に関する職務も含まれています。

**認知症の人やその家族の地域包括支援センターの利用状況**

地域包括支援センターでは、これまで述べて

きたような支援がされることになっていきますが現状ではどうだったのでしょうか。開設一年目の2006年度では、設置主体の自治体から数字を示され求められている介護予防などの業務に追われているというのがその実態です。地域包括支援センターにおける認知症の方への支援に特化した統計はありませんが、センターにおける社会福祉士の業務割合について、ある自治体の集計結果からみると下記(表)のような割合です。

認知症高齢者に関しては、前述したとおりケアマネジメントについても広範な支援を考え、アセスメントからケアプラン作成、サービス調整やケア会議の開催等が必要な場合が多くなります。また、総合相談や権利擁護としてあがってくるものも実態として認知症の方に関するものが多いのです。実際に、たとえば虐待の被虐待者は国の統計で6割、東京都の統計で7割が認知症高齢者であり、その関与が必要な状況です。

### ある自治体センターにおける社会福祉士の業務割合

介護予防マネジメント(アセス、ケアプラン作成、調整、ケア会議等を含む) 43.6%	総合相談・権利擁護業務等(虐待対応を含む) 33.9%	その他 22.5%
---	-----------------------------	-----------

(社団法人神奈川県社会福祉士会による調査 上智大学教授 冷水豊) 2007年2月

認知症高齢者に関する支援については、よほど家族等に介護力がない限り一事業者や単体の支援では困難なことから、地域包括支援センターの援助対象としては大きなウエイトを占めていることは間違いないのです。

**おわりに** 地域社会で認知症の方々が安心して暮らせる体制作りのために

近い将来には高齢者世帯の4分の3は、高齢者のみか一人暮らしとなります。「介護の社会化」を標榜した介護保険は、これまで家族による支援を含み資産としてきた日本社会の支援のあり方を問い直すことにつながりましたが、すでに現代の高齢者の生活全般にお

いて家族の保護のみをあてにすることはできない時代になってきています。認知症高齢者本人にもその方なりの生活があり、それを無視してよいものではありません。医療や介護のサービス利用、居住や環境（賃貸契約、改善修繕、暖冷房ゴミ関係、自治会等）の継続、またサービスの利用には金銭が必要で、財産管理に関する問題も顕在化してきました。これからますます増加が予想される認知症高齢者をどう支えていくのが、地域包括支援センターの課題そのものであるといっても言いすぎではないと考えています。

（いけだ後見支援ネット 社会福祉士）